

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案に対する修正案 対照表
 ○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）

（ゴシック部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（技能実習計画の認定）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の技能実習生の待遇</p> <p>十（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>十 十一（略）</p> <p>（職業安定法の特例等）</p> <p>第二十七条（略）</p>	<p>（技能実習計画の認定）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 技能実習生の待遇</p> <p>十（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第九条 主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>十 十一（略）</p> <p>（職業安定法の特例等）</p> <p>第二十七条（略）</p>

2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法**第四条第八項**に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、**第三十三条の五**から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び**第三十三条の六**の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、**第三十三条の六**並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3・4 (略)

(業務の範囲)

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 (略)

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法**第四条第七項**に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、**第三十三条の六**から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）及び**第三十三条の七**の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、**第三十三条の七**並びに第四十八条並びに雇用対策法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3・4 (略)

(業務の範囲)

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 (略)

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務

三 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であつて引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務

四〇七 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第三百三条、第三百六条、第三百七条、第三百十條（第八十條（第八十六條及び第八十八條第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第三百十二條（第十二号に係る部分に限る。）、第三百十四條及び第三百十五條の規定並びに附則第五条から第九條まで、第十一條、第十四條から第十七條まで、第十八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

(新設)

三〇六 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第三百三条、第三百六条、第三百七条、第三百十條（第八十條（第八十六條及び第八十八條第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第三百十二條（第十二号に係る部分に限る。）、第三百十四條及び第三百十五條の規定並びに附則第五条から第九條まで、第十一條、第十四條から第十七條まで、第十八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第九条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第一（第二十四条関係）					
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	（新設）	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第一（第二十四条関係）					
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	（新設）	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第十条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イㄱㄴ （略）</p> <p>ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）第百八条の罪</p> <p>三〇九 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イㄱㄴ （略）</p> <p>ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）第百八条の罪</p> <p>三〇九 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イㄱㄴ （略）</p> <p>三〇九 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第十二条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係） 一（略） 二	別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係） 一（略） 二	別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係） 一（略） 二	別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係） 一（略） 二	別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係） 一（略） 二	別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條、第六十一條の二の二、第六十一條の二の八関係） 一（略） 二
在留資格	在留資格	在留資格	在留資格	在留資格	在留資格
本邦において行うことができる活動	本邦において行うことができる活動	本邦において行うことができる活動	本邦において行うことができる活動	本邦において行うことができる活動	本邦において行うことができる活動
技能実習 (略)	技能実習 (略)	技能実習 (略)	技能実習 (略)	技能実習 (略)	技能実習 (略)
一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号。以下「技能実習法」という。） 第八條第一項の認定（技能実習法第十条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「技能実習法」という。） 第八條第一項の認定（技能実習法第十条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「技能実習法」という。） 第八條第一項の認定（技能実習法第十条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の

	<p>三二 (略)(略)</p> <p>ロ [同下] を受けた技能実習法 第八条第一項に規定 する技能実習計画(技 能実習法第二条第二 項第一号に規定する 第一号企業単独型技 能実習に係るものに 限る。)に基づいて、 講習を受け、及び技 能、技術又は知識(以 下「技能等」という。 に係る業務に従事す る活動</p>
	<p>三二 (略)(略)</p> <p>ロ 技能実習法第八条 第一項の認定を受け た同項に規定する技 能実習計画(技能実習 法第二条第四項第一 号に規定する第一号 団体監理型技能実習 に係るものに限る。) に基づいて、講習を受 け、及び技能等に係る 業務に従事する活動</p>
	<p>二 (新設)(略)</p> <p>ロ 法務省令で定める 要件に適合する営利 を目的としない団体 により受け入れられ て行う知識の修得及 び当該団体の策定し た計画に基づき、当該 団体の責任及び監理 の下に本邦の公私の 機関との雇用契約に 基づいて当該機関の 業務に従事して行う 技能等の修得をする 活動</p> <p>業務に従事して行う 技能、技術若しくは知 識(以下「技能等」と いう。)の修得をする 活動(これらの職員が これらの本邦の公私 の機関の本邦にある 事業所に受け入れら れて行う当該活動に 必要な知識の修得を する活動を含む。)</p>

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第十四条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表（第十二条関係）					
名称 （略）	根拠法 （略）	名称 （略）	根拠法 （略）	名称 （略）	根拠法 （略）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成十七年法律第 号）	（新設）	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第十五条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

>

修正後		修正前		現行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）					
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
（略） 沖縄振興開発金融公庫	（略） 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	（略） 沖縄振興開発金融公庫	（略） 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	（略） 沖縄振興開発金融公庫	（略） 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	（新設）	
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第十六条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）					
名称 (略)	名称 (略)	名称 (略)	名称 (略)	名称 (略)	名称 (略)
医療法人 (医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法人 (医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法人 (医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法人 (医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法人 (医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法人 (医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第 号)	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第 号)	(新設)	(新設)
貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第十七条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	
文書名	作成者	文書名	作成者	文書名	作成者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	国立研究開発法人海洋研究開発機構
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）第八十七条第一号及び第六号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）第八十七条第一号及び第五号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書	外国人技能実習機構	(新設)	
独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書	独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生支援機構

(略)	
(略)	構の業務 の委託を 受ける者 又は当該 業務に係 る学資の 貸与を受 ける者

(略)	
(略)	構の業務 の委託を 受ける者 又は当該 業務に係 る学資の 貸与を受 ける者

(略)	
(略)	構の業務 の委託を 受ける者 又は当該 業務に係 る学資の 貸与を受 ける者

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十八条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後			修正前			現行		
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表 （第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定 又は技能証明の事項 一〇六十一（略） （削除） 六十二 会社の電子公告に係る調査機関の登録	課税標準	税率	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表 （第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定 又は技能証明の事項 一〇六十一（略） （削除） 六十二 会社の電子公告に係る調査機関の登録	課税標準	税率	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表 （第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定 又は技能証明の事項 一〇六十一（略） 六十二 削除 六十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録	課税標準	税率
六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 （平成二十八年法律第	許可 件数	一件 につき 一 万五	六十三 外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 （平成二十七年法律第	許可 件数	一件 につき 一 万五	（新設） （新設）		
会社法第九百四十一条 （調査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）	登録 件数	一件 につき 一 万九 千九 百	会社法第九百四十一条 （調査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）	登録 件数	一件 につき 一 万九 千九 百	会社法第九百四十一条 （調査機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。）	登録 件数	一件 につき 一 万九 千九 百

六十五～百六十 (略)	六十四 通関業の許可 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第三条第一項(通関業の許可)の通関業の許可	可	号)第二十三条 第一項(監理団体の許可)の監理団体の許可(更新の許可を除く。) 又は同法第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)	千円	
		件数			許可
		万九千			一件
六十五～百六十 (略)	六十四 通関業の許可 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第三条第一項(通関業の許可)の通関業の許可	可	号)第二十三条 第一項(監理団体の許可)の監理団体の許可(更新の許可を除く。) 又は同法第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)	千円	
		件数			許可
		万九千			一件
六十五～百六十 (略)	六十四 通関業の許可 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第三条第一項(通関業の許可)の通関業の許可	可			
		件数			許可
		万九千			一件

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十九条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける 国の機関又は 法人 一〇三十九 （略）	事 務	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける 国の機関又は 法人 一〇三十九 （略）	事 務	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける 国の機関又は 法人 一〇三十九 （略）	事 務
四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付又は同法第二十条第三項（同法第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第三項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十の二 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第号）による同法第	四十の二 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第号）による同法第	（新設）	

<p>四十一の二 百二十二 (略)</p>	<p>四十一 省 外務</p>		<p>(略)</p>	<p>令で定めるもの</p>	<p>八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四十一の二 百二十二 (略)</p>	<p>四十一 省 外務</p>		<p>(略)</p>	<p>令で定めるもの</p>	<p>八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四十一の二 百二十二 (略)</p>	<p>四十一 省 外務</p>		<p>(略)</p>	<p>令で定めるもの</p>	<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第二十条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人		別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人		別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人	
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	(新設)	
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)		二 (略)		二 (略)	

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第二十一条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第一（第二条関係）					
名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	(新設)	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第二条関係）					
名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	(新設)	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第二十二條關係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表（第二條關係）					
名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成十七年法律第 号）	(新設)	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法 (平成二十三年法律第三十九号)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第二十三条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後		修正前		現行	
別表第一（第二条関係）					
名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第 号）	外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第 号）	(新設)	
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第二十四条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体会法（昭和三十九年法律第一百八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の</p>	<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体会法（昭和三十九年法律第一百八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の</p>	<p>（労働政策審議会）</p> <p>第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体会法（昭和三十九年法律第一百八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の</p>

保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護

保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、職業能力開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年法律第号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護

保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、職業能力開発促進法、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の

休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
（略）

（都道府県労働局）

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第七十三号まで、第二百二号、第二百六号及び第二百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3
（略）

休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
（略）

（都道府県労働局）

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第七十三号まで、第二百二号、第二百六号及び第二百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3
（略）

（注：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 附則第二十四条のうち厚生労働省設置法第二十一条第一項の改正規定については、既に勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）附則第十五条による厚生労働省設置法第二十

雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
（略）

（都道府県労働局）

第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第七十三号まで、第二百二号、第二百六号及び第二百十一号に掲げる事務を分掌する。

2・3
（略）

一条第一項の改正が行われており、
修正前の状態では空振りの状態に
なっている。）